

## 日進市公式W e bサイトに掲載する広告の取扱要綱

平成18年12月19日

要綱第94号

(趣旨)

第1条 この基準は、日進市有料広告掲載に関する要綱（平成18年日進市要綱第65号）第15条に基づき、日進市の公式W e bサイトに掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市公式W e bサイト 市がインターネット上に公開するW e bページのことをいう。
- (2) バナー広告 市公式W e bサイトページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するW e bサイトにリンクするものをいう。
- (3) 広告主 日進市有料広告掲載に関する要綱第7条第2項の規定により掲載可の決定を受けた広告を掲載する者

(広告の掲載位置及び掲載数)

第3条 広告を掲載する位置は、市公式W e bサイトのトップページで市が指定した位置とし、掲載数は15枠以内とする。

- 2 広告はそれぞれ掲載決定順に上段左から右へ、下段左から右への順に掲載するものとし、掲載枠に空きが出た場合は、以後を前に詰めるものとする。

(掲載規格)

第4条 掲載する広告はバナー広告とする。

- 2 掲載する広告の1枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦 60ピクセル
- (2) 横 120ピクセル
- (3) サイズ 7キロバイト以内
- (4) ファイル形式 G I F ・ J P E G ・ P N G形式

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、原則として1月単位とする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は市長が定める。
- 3 広告を掲載しようとする者が望むときは、市長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、市長が別に定める。

- 2 市長は、必要に応じ、広告掲載料を見積書の徴収により決定することができる。

見積書の徴収方法等は、市長が別に定める。

- 3 広告を掲載しようとする者は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、前納するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第7条 広告主は自己の都合により、市公式Webサイトへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により広告掲載の取下げを希望する日の1週間前(複数月の広告掲載の決定を受けた広告主にあつては、1月前)までに市長に申し出なければならない。

- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。ただし、複数月の広告掲載の決定を受けた広告主について、取り下げた日の属する月の翌月以降にかかる広告掲載料を既に納付している場合にあつては、当該納付済み広告掲載料を返還するものとする。

- 4 前項ただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第8条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額総額とする。

- 3 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、広告掲載料を返還する。ただし、掲載できなかつた日数が1日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。

- 4 前各項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

- 5 前3項の規定により還付する広告掲載料は、その三十分の一に相当する額をもって日額の広告掲載料とみなし、日割りによつて計算して得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年8月27日要綱第62号)

この要綱は、公布の日から施行する。